

## 参考資料

### 参考資料

- 1 用語解説
- 2 北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱
- 3 北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 4 策定経過

## 用語解説

行	用語	説明	掲載ページ
あ	I C T	Information and Communication Technology の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。情報・通信に関連する技術一般の総称。	6, 7, 30, 34
	あんしんまちづくり学校パトロール隊	児童生徒の問題行動や不審者による被害等を未然に防ぐため、子どもたちのたまり場になりそうな場所や不審者が出そうな場所を巡回する、中学校区内の教職員、保護者、地域住民等で組織するパトロール隊。	51
い	石戸蒲ザクラ	石戸宿3丁目地内東光寺境内にあり、大正11年に国の指定を受けた天然記念物。樹齢800年ともいわれ源範頼(かばのかじゃ)ゆかりの伝説をもつ。	78, 80
	石戸城跡	石戸宿6丁目地内にある中世の城跡。埼玉県選定重要遺跡。	78
	いじめ	子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	13, 21, 38, 44, 45
え	A L T	Assistant Language Teacher の略。学校や教育委員会に配属され、日本人外国語担当教員の助手として職務に従事するとともに、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事し、地域の外国語教育及び国際化の向上のため活動する外国語指導助手。	30, 31
	A D H D	Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。発達レベルに不適当な不注意(注意力障害)・衝動性・多動性を示す行動障害。	36
	N P O	Nonprofit Organization又はNot-for-Profit Organization の略。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。	83
	L D	Learning Disability の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。	36
か	学力向上推進委員会	各小・中学校においての学力向上のための方策等を協議しながら、市内の学力向上について共通理解を図っていく委員会。	29
	学力向上プラン	3つの達成目標・県・市の学習状況調査の結果をもとに、学校の課題を設定し、解決に向けた手立てのもと実践をし、評価をしていくためのプラン。	29

	学級崩壊	学級がうまく機能しない状況。	44
	学校応援団	学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組むために、ボランティアとして協力・支援を行う保護者や地域住民による活動組織。学習活動の支援や安全確保への支援・学校の環境整備への支援などを行っている。	22, 69, 70, 83
	学校関係者評価	学校評価の実施方法として、保護者や地域住民などの学校関係者により構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換を通じて、自己評価の結果について評価すること。	16, 53
	学校体育施設開放連絡協議会	学校体育施設利用団体の代表者により組織された施設開放の円滑な運営、管理及び各施設の連絡調整を図ることを目的とする連絡協議会。	76
	家庭教育学級	親や保護者が家庭教育に関する学習を行う事業。各小・中学校のPTAが企画運営するものや、就学前の子育て講演会などがある。	83
き	北本市危機管理指針	危機対応についての基本的な考えを定め、危機管理体制を強化するとともに危機対処施策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに市民の生活及び市の産業、経済の安定を図り、安心・安全なまちづくりに資することを目的に定められた本市の指針。	50
	北本市総合振興計画	北本市が長期的な展望に基づいて、都市づくりの目標を示すとともに、行政を総合的、計画的に運営するために各行政分野における計画や事業の指針を明らかにした、行政運営の最も基本となる計画。	2, 3
	北本市男女共同参画プラン	北本市が男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法及び北本市男女共同参画推進条例に基づき施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画。	38
	キャリア学習	市民の資格取得や起業につながる、又はそれに準ずる学習。	18
	キャリア教育	従来指導されてきた「進路指導」とほぼ同義であるが、「進路指導」が上級学校への移行（出口指導）に偏重している現状から、意味を刷新するために「キャリア教育」という語が使用されるようになったもの。	21, 32
く	グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやりとりが行われること。	5, 6
こ	高機能自閉症	3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。	36

	高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。	6
	国際交流ラウンジ事業	国際理解学習及び国際交流の普及を奨励し、生涯学習関係団体に国際交流の場と機会を創出する事業。	73
	こころの教育推進事業	スポーツや科学、職人、芸術家等の専門家を招き、授業や学校内でのふれあい活動や教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図る事業。	34, 42
	心のノート	文部科学省が作成している、児童生徒が身に付ける道徳の内容が分かりやすく整理された冊子。道徳の時間をはじめ、様々な教育活動で活用されている。	41
さ	彩の国の道徳	埼玉県で編集された道徳教材であり、郷土の人物についての教材をはじめ、規律ある態度について示されている。道徳の時間をはじめ様々な教育活動や家庭でも活用できるようになっており、書き込みができる教材。	41
	サイバー犯罪	主にコンピューターネットワーク上で行われる犯罪の総称。	7
	さわやか相談員	中学校で不登校をはじめとした様々な悩みの相談を行う者。教職員と連携して悩み解決の支援を行う。	45
し	支援籍	障がいのある児童生徒が在籍する学校又は学校以外で、必要な学習活動を行うために学籍を置く制度。例えば、市外の特別支援学校に在籍する児童生徒が北本市の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。	35
	市役所出前講座	市内団体が政策や暮らしに関する「聞きたい」・「学びたい」内容について、職員が出向いて説明を行う講座。環境や福祉、年金など様々なテーマで、約40講座を開設している。	72, 73
	市民大学きたもと学苑	様々な分野の知識や経験などをもつ人材を募り、市民主体で学び合い、教え合い、高め合う場として、平成19年に設立された。「楽しむ学習」「地域学」「キャリア学」など、多彩な講座が開かれている。	72, 73
	就学支援委員会	就学児童をはじめ在学児童生徒の就学先を、専門委員の話し合いのもと適切に判定し、保護者に提示していく委員会。	35, 36
	小1プロブレム	集団行動がとれない、授業中座ってられない、他者の話を聞けない等の状態が数か月続く現象。	44, 61
	生涯学習情報誌	市内の各公民館などを主な活動場所とするグループ・サークルの活動情報を掲載した情報誌。団体情報の他にも、生涯学習に関する刊行物や地域学習センター等の案内を掲載している。	72, 81

	情報モラル	情報社会を健全に発展させていく上で、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度。	7, 30
	人権感覚育成プログラム	人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成するため、これまでの様々な施策や実践の成果を踏まえて、埼玉県が作成したプログラム。	38
	人財情報バンク	市民がもっている知識や技術、経験を地域の「財産」と考え、市民活動やまちづくりに活かす人材登録制度。美術や工芸、音楽など様々な分野で、多くの個人、団体が登録している。	72
す	スクールソーシャルワーカー	児童生徒がおかれた諸問題（主に家庭環境の問題）について相談を受け、学校や関係機関と連携しながらその解決を図る者。	45
た	大学公開講座	市民を対象に、現代的かつ高度で専門的な学習機会を提供するため、大学と連携・協力して開催する講座。	73
	体力向上推進委員会	児童生徒の体力向上に関する調査研究や計画の策定・推進などを行うために、市内小中学校の校長や教頭、栄養士などの代表者により組織される委員会。	48
	体力向上推進校	児童生徒の体力向上を図るため、教育委員会が体力向上の推進に関する研究を委嘱している学校。	48
	多聞寺のムクロジ	本宿2丁目地内多聞寺境内にある樹齢200年の無患樹の木。昭和16年県指定の天然記念物。	78
ち	地域安全マップ	身近な地域の安全や防犯について具体的に調査し、作成する地図。利用することにより、児童の安全への意識を高めることができる。	50
	地域活動室	学校に地域の方が集う「地域の拠点となる学校づくり」を推進するために開設された活動の場。文化活動や福祉活動が行われており、児童生徒の交流や授業への支援等を実施している。	22, 69, 70
	中1ギャップ	中学校での新しい学校生活になじめず、ストレスから不登校になったり、いじめが急増したりする現象。	45, 61
	超高齢社会	65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が21%を超える社会。	5, 6
つ	通級指導教室	通常の学級に在籍する比較的障がいの軽い児童が、状態に応じて特別な指導を行う教室。	35
て	デイジー図書	視覚障がい者などを対象にしたCD形態の録音図書。	75
	デーノタメ遺跡	「デーノタメ」は、北本市を南北に流れる江川の支流付近に昭和40年代まであった約千㎡の湧水池の名前。遺跡はこの湧水池を囲む4万㎡程で、縄文中期後期の水場遺構や漆塗土器が発見されている。	78, 79, 80
と	特別支援学級	教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために設置された学級。	35

	特別支援教育コーディネーター	適切な支援のため関係機関や関係者との連絡・調整を行い、とりよりの役割として各小・中学校内で指名されている者。	35, 36
に	入学準備金貸付事業	高校・大学入学の際にかかる費用を貸付けという方法で、補助をしていく事業。	57
の	ノーマライゼーション	住み慣れた地域社会において、障がいのある人も、ない人も互いに支え合い、生活していくことが本来の望ましい姿であるとする理念。	35, 36
は	バーチャル	Virtual。英和訳は「仮想の」。実際の事実としては存在しないが、本質的には存在する様。	34
ひ	非行問題行動	飲酒、喫煙、深夜はいかい、暴力行為などの不良行為に限らず、学校その他の社会における様々な反社会的、非社会的な逸脱行動。	44, 61
	ヒートアイランド現象	郊外の自然地域に比べ、都市部ほど局地的に気温が高くなる現象。	57
ふ	ブックトーク	その本の面白さ、すばらしさを伝え、読んでみたいという気持ちを起こさせることを目的に、一定のテーマに沿って複数の本を聞き手に紹介すること。	67, 75
	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因や背景により、児童生徒が登校しない、又はしたくともできない状況（年間30日以上欠席に限る。ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）にあること。	12, 21, 44, 45, 61
ほ	放課後子ども教室	放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保するため、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに取り組む事業。	57, 65, 66, 84
よ	幼稚園就園奨励費補助事業	私立幼稚園の設置者が保育料等を減免する場合に、当該減免に係る額の一部を補助する事業。	57, 58

## 北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱

(平成24年5月24日教育委員会告示第7号)

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めるに当たり、幅広い意見を反映させるため、北本市教育振興基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（平成23年6月22日教育長決裁）第1条の規定により設置された北本市教育振興基本計画策定委員会の作成した教育振興基本計画の案に対し、地域の実情に応じた観点から意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員9人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係機関又は関係団体の代表
- (2) 市内に在住する児童又は生徒の保護者
- (3) 知識経験者
- (4) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成25年3月31日までとする。

2 委員は、委嘱されたときにおける身分を失ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第7条 検討会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 第3条第2項に規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内において謝礼を支給することができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

#### 北本市教育振興基本計画検討会議 委員名簿

区 分	氏 名	備 考
関係機関又は 関係団体の代表	坂 井 範 子	自治会連合会
	下 村 恵久子	文化団体連合会
	山 寄 茂 子	体育協会
	佐 藤 豊 明	【会長】 小・中学校校長会
市内に在住する 児童又は生徒の保護者	千 葉 伸 一	【副会長】 P T A連合会
	舟久保 智 子	P T A連合会
知識経験者	金 子 美智雄	元埼玉県公立小学校 校長会会長
	清 水 誠	埼玉大学教育学部 教授
公募による市民	坂 本 哲 男	

## 北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(平成23年6月22日教育長決裁)

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき定める教育振興基本計画（同項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。以下同じ。）の策定を円滑かつ計画的に行うため、北本市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育振興基本計画の案を作成する。

2 前項の規定に基づき教育振興基本計画の案を作成するため、委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育部副部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

学校教育課長 学校教育課副課長 生涯学習課長 体育課長 文化センター所長  
(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 委員会に、教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門の事項を調査検討させるため、作業部会を置く。

2 第4条第1項及び第4条から前条までの規定は、作業部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、作業部会を構成する部会員その他作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成24年1月13日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

#### 北本市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

職 名	氏 名	備考
教育部長	針 谷 紀 子	【委員長】
教育部副部長兼教育総務課長	吉 野 一	【副委員長】
学校教育課長	靄 間 和 男	
学校教育課副課長	原 口 穰	
生涯学習課長	大 島 一 秀	
体育課長	恵 守 孝 二	
文化センター所長	福 田 隆 美	

## 策定経過

月日	区分	概要
平成23年		
6月22日	起業	北本市教育振興基本計画策定委員会の設置など
7月15日	策定委員会1	北本市教育振興基本計画（素案）の作成方法について 作業部会の構成員について
7月26日	教育委員会	概要説明と着手の報告
8月10日	作業部会1	北本市教育振興基本計画（素案）の作成方法について 【北本市の教育の課題、施策の展開】
10月20日	作業部会2	北本市教育振興基本計画（素案）の作成について 【北本市の教育の課題、施策の展開】
11月15日	策定委員会2	基本理念について、第3章以後の構成について
11月29日	作業部会3	各課所作成（再確認）作業について 【北本市の教育の課題、施策の展開】 【数値目標（指標）等、各課所所管の行政計画】
平成24年		
1月26日	教育委員会	進捗状況の報告、今後のスケジュール
2月 3日	作業部会4	各課所作成（再確認）作業について
2月 9日	策定委員会3	北本市教育振興基本計画（素案）の作成状況等について 北本市教育振興基本計画（素案）について
2月29日	作業部会5	北本市教育振興基本計画（素案）について
3月21日	作業部会6	北本市教育振興基本計画（素案）について
3月27日	策定委員会4	北本市教育振興基本計画（素案）について 基本理念について
4月19日	策定委員会5	北本市教育振興基本計画（素案）について
4月27日	策定委員会6	北本市教育振興基本計画（素案）について
5月 9日	策定委員会7	北本市教育振興基本計画（素案）について

5月11日	策定委員会 8	北本市教育振興基本計画（素案）について
5月17日	策定委員会 9	北本市教育振興基本計画（素案）について
5月23日	策定委員会 10	北本市教育振興基本計画（素案）について
5月24日	教育委員会	進捗状況の報告、今後のスケジュール
5月25日	策定委員会 11	北本市教育振興基本計画（素案）について
5月31日	策定委員会 12	北本市教育振興基本計画（素案）について
6月22日	策定委員会 13	北本市教育振興基本計画（素案）について
7月31日	策定委員会 14	北本市教育振興基本計画（素案）について
8月 6日	策定委員会 15	北本市教育振興基本計画（素案）について
8月22日	教育委員会	進捗状況の報告、今後のスケジュール
8月30日	検討会議 1	北本市教育振興基本計画（案）について
10月18日	検討会議 2	北本市教育振興基本計画（案）について
11月12日 ～ 12月11日	パブリック・ コメント手続	北本市教育振興基本計画（案）
11月22日	教育委員会	進捗状況の報告、今後のスケジュール
12月27日	教育委員会	進捗状況の報告
平成25年		
1月24日	教育委員会	進捗状況の報告
2月21日	教育委員会	北本市教育振興基本計画について（議決）

---

## 北本市教育振興基本計画

発 行 平成25年3月

編 集 北本市教育委員会

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

T E L 048-591-1111

F A X 048-592-5997

U R L <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

E-mail [a04400@city.kitamoto.saitama.jp](mailto:a04400@city.kitamoto.saitama.jp)

---



〔シンボルマーク〕



〔市の木〕 さくら



〔市の花〕 菊